

第2 行政評価・監視結果

1 再乱用防止対策の推進

(1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (薬物事犯者の現状)</p>	
<p>我が国における薬物事犯の検挙人員は、平成10年1万8,811人から20年1万4,720人(うち覚せい剤事犯に係る者1万1,231人)へと2割程度減少しているものの依然として高水準で推移している。特に、大麻事犯の検挙人員は、10年1,316人から20年2,867人に倍増しており、検挙者は、大学生、高校生、医師、自衛官、小学校教諭、スポーツ選手、主婦等広範囲に及んでいるなど、乱用のすそ野が広がっている状況がうかがわれる。</p>	表1-(1)-①
<p>一方、薬物事犯の検挙人員の7割以上を占め、我が国の薬物問題の中心的課題とされている覚せい剤事犯の再犯率は、平成13年以降、毎年5割を超えて増加傾向にあり、20年は55.9%と10年以降で最も高くなっており、再乱用防止対策の推進が重要な課題の一つとされている。</p>	表1-(1)-②
<p>(我が国における薬物乱用防止対策)</p>	
<p>政府は、従来から薬物乱用防止対策に取り組んできており、昭和45年6月5日には、総理府総務長官を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」を総理府に設置し、その後毎年度、「薬物乱用防止対策実施要綱」を定めて関係省庁による対策を実施してきた。その後、青少年による覚せい剤の乱用の深刻化等の状況にかんがみ、平成9年1月17日には、薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、薬物に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、同本部を廃止し、新たに内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」を内閣に設置した。同本部は、「薬物乱用防止五か年戦略」(平成10年5月26日決定)、「薬物乱用防止新五か年戦略」(平成15年7月29日決定)及び「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8月22日決定。以下「第三次五か年戦略」という。)を策定し、これらに基づき薬物乱用防止対策を推進している。</p>	表1-(1)-③
<p>(薬物事犯者に対する指導等)</p>	
<p>薬物事犯者のうち、成人犯罪の場合、裁判所による判決が確定する前の段階にある者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)第3条等の規定に基づき、</p>	表1-(1)-④
<p>検挙後、未決拘禁者として刑事施設又は留置施設に収容され、第39条第2項等の規定に基づき、</p>	表1-(1)-⑤
<p>収容期間中、刑事施設等に備え付けられた書籍等を閲覧する</p>	表1-(1)-⑥ 表1-(1)-⑦

<p>ことができるなど、知的、教育的活動等についての援助が与えられる。しかし、これら未決拘禁者に対しては、刑事手続上の「推定無罪の原則」に基づき、刑事施設又は留置施設において再乱用防止に関する指導等は行われていないのが現状である。</p>	表 1- (1) - ⑧
<p>また、薬物事犯者のうち、裁判所による実刑判決が確定し刑事施設に収容された者については、薬物に対する依存がある場合は、刑事収容施設法第 103 条、受刑者の各種指導に関する訓令（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成訓第 3348 号）第 5 条第 2 項等の規定に基づき、薬物依存離脱指導（注）が義務付けられるほか、保護観察を付した執行猶予判決を受けた者については、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 49 条の規定に基づく指導監督及び補導援護として、保護観察所において、再乱用防止に向けた処遇を受けることとされている。</p>	表 1- (1) - ⑨
<p>（注） 薬物の害悪と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせる指導をいう。</p>	表 1- (1) - ⑩
<p>一方、少年非行の場合は、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 24 条の規定に基づき、成人犯罪の場合とは異なり、家庭裁判所による保護処分を受けた者は、少年院、保護観察所等が行う再乱用防止に関する指導等の対象とされている。</p>	表 1- (1) - ⑪
<p>（初期段階での再乱用防止対策の重要性）</p>	
<p>「平成 19 年版犯罪白書」（法務省）においては、覚せい剤事犯の初犯者は、同一再犯に及んだ者の比率が他の罪名の場合と比べて相当高く、同じ罪名の犯罪を繰り返す傾向が認められるとされ、また、「法務総合研究所研究部報告 27」（平成 17 年 6 月発行）においては、薬物乱用者の社会復帰（更生）についてできるだけ早期に、薬物乱用者処遇を開始した方が効果的とされている。</p>	表 1- (1) - ⑫
<p>しかし、初犯の自己使用による薬物事犯者は、大量の薬物所持等がない限り、実刑判決ではなく、懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年程度の保護観察の付かない執行猶予判決を受け、再乱用防止に関する指導等が行われる機会がないことが一般的である。</p>	表 1- (1) - ⑬
<p>実際、平成 20 年に執行猶予判決を受けた初犯の薬物事犯者 5,712 人のうち、保護観察に付された者は 405 人 (7.1%) となっており、大半の 5,307 人 (92.9%) は、刑事施設や保護観察所における再乱用防止に関する指導等の対象とならないまま、社会に復帰しているのが実態である。</p>	表 1- (1) - ⑭
<p>なお、第三次五か年戦略においては、再犯率の高い薬物事犯者の再乱用防止の推進に向けた対策として、薬物依存・中毒者を対象とした刑事施設、少年院及び保護観察所での再乱用防止のための処遇内容の充実強化などの全般的な取組事項については盛り込まれているものの、初犯の薬物事犯者に特化した再乱用防止対策についての具体的な取組事項は盛り込まれていない。</p>	表 1- (1) - ⑮

【調査結果】

今回、国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省、14 都道府県及び1 民間団体における初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の実施状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 国における初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の実施状況等

(ア) 法務省では、未決拘禁者を収容する刑事施設として、全国に拘置所を 8 施設、拘置支所を 104 施設設置している（平成 21 年 4 月 1 日現在）。刑事施設の長は、刑事収容施設法第 39 条第 2 項の規定に基づき、知的、教育的活動等についての援助を未決拘禁者に対して与えることとされているが、調査した 3 拘置所においては、薬物乱用防止に関する書籍を備え付けて閲読可能な状態としているものが 1 拘置所においてみられたのみであった。

表 1- (1) - ⑯

しかしながら、調査した 8 少年鑑別所の中には、家庭裁判所による保護処分を受ける前の段階にある少年に対し、その希望により、薬物依存からの回復を目的とした自習用ワークブックを貸与し、薬害についての正確な知識を付与することにより出所後の再乱用防止に取り組んでいるものが 1 少年鑑別所においてみられたことなどから、拘置所においても、各種資料の配布・貸与などの出所後の再乱用防止につながる援助について検討する余地があると考えられる。

表 1- (1) - ⑰

(イ) 警察庁では、刑事施設の代替施設として未決拘禁者を収容する留置施設を全国に 1,255 施設設置している（平成 21 年 10 月 1 日現在）が、各留置施設に対し、上記(ア)のような再乱用防止につながる未決拘禁者への援助の実施について特段の指示は行っておらず、各留置施設では、基本的に再乱用防止につながる未決拘禁者への援助は行われていないとしている。

表 1- (1) - ⑱

なお、警察庁では、平成 19 年度及び 20 年度に、「薬物再乱用防止モデル事業」として、即決裁判手続により執行猶予判決を受けることが見込まれる薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、その希望を確認した上で、執行猶予判決の確定後に薬物依存回復プログラムを受講させる取組（ただし、保護観察に付された者は対象外）を警視庁管内で試行的に行った。

(ウ) 厚生労働省では、平成 21 年度から、地域における薬物依存症対策を推進するために都道府県、政令指定都市及び中核市が 3 か年で実施する「地域依存症対策推進モデル事業」に対する補助を行っている。

上記のとおり、保護観察の付かない執行猶予判決を受けることが一般的となっている初犯の薬物事犯者が、刑事施設や保護観察所において再乱用防止に関する指導等を受ける機会がないまま社会生活に戻ることもなる状況において、国は、これらの者に対する再乱用防止対策として、試行的な取組や地方公共団体のモデル事業に対する補助などは行っているものの、必ずしも十分とは言えない状況となっている。

<p>イ 都道府県等における初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の実施状況等</p>	
<p>(ア) 薬物事犯者の再犯率が高いにもかかわらず、初犯の薬物事犯者の多くが刑事施設や保護観察所が行う再乱用防止に関する指導等の対象とならないことが問題であるとして、都道府県警察と連携し、留置施設に勾留中の、主に初犯の自己使用による薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、民間の薬物依存症リハビリテーション施設（以下「リハビリ施設」という。）が行う薬物依存回復プログラムに関する情報を提供し、本人の希望に基づき留置施設からの出所後に同プログラムを受講させているものが1県みられた。</p>	<p>表1-(1)-⑱</p>
<p>(イ) 拘置所に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設についての情報を提供することがリハビリ施設への円滑な入所や再乱用防止につながるとして、弁護士と連携し、リハビリ施設についての情報提供を行っているものが1団体みられた。</p>	<p>表1-(1)-㉔</p>
<p>薬物依存症は、国際的に認められている精神医学的障害の一つで、薬物の乱用の繰り返しの結果として生じた脳の慢性的な異常状態であり、薬物に対する渴望をコントロールできずに乱用してしまう状態のこととされており、いまだ決定的な治療法は確立されていない。薬物依存症に対する治療の基本は、薬物に対する渴望のコントロールであり、薬物を乱用しない生活を続けることが求められることから、依存の度合いの進んでいないできるだけ早期の段階において何らかの指導等が実施されることが、効果的であるとされている。このため、高い改善効果が見込まれる初犯の薬物事犯者に対し、適切に再乱用防止対策を講ずる必要性は高く、国の機関においても都道府県等の先進的な取組を参考にするなどして、薬物依存症の人がともに支えあうリハビリ施設や自助グループなどの自助活動等との連携を図りつつ、再乱用防止対策に取り組む必要があると考えられる。</p> <p>また、覚せい剤事犯者の再犯率が平成13年以降毎年50%を超え、他の犯罪に比べても再犯傾向が相当高くなっている現状を踏まえれば、早急に、薬物乱用防止五か年戦略において初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の実施を明確に位置付け、国レベルでの対策を推進していくことが重要であると考えられる。</p>	<p>表1-(1)-㉕</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助の実施、初犯の薬物事犯者に対する都道府県や民間団体の再乱用防止対策の実施状況を参考にした取組の実施などについて、未決拘禁の段階から関係府省が連携することも含め、</p>	

<p>検討を行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、法務省、厚生労働省)</p> <p>② 厚生労働省は、関係府省、地方公共団体及び民間団体による薬物事犯者に対する再乱用を防止させるための取組に対し、必要な資料を提供するなど、積極的に協力すること。</p>	
---	--

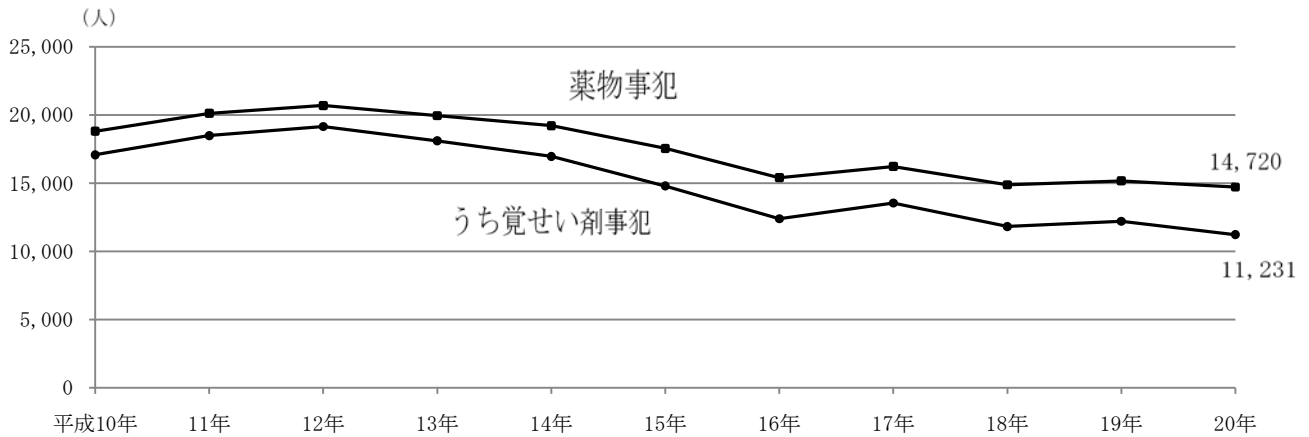
(説明)

表 1 - (1) - ① 薬物事犯の検挙人員の推移

(1) 薬物事犯及び覚せい剤事犯の検挙人員の推移

(単位：人)

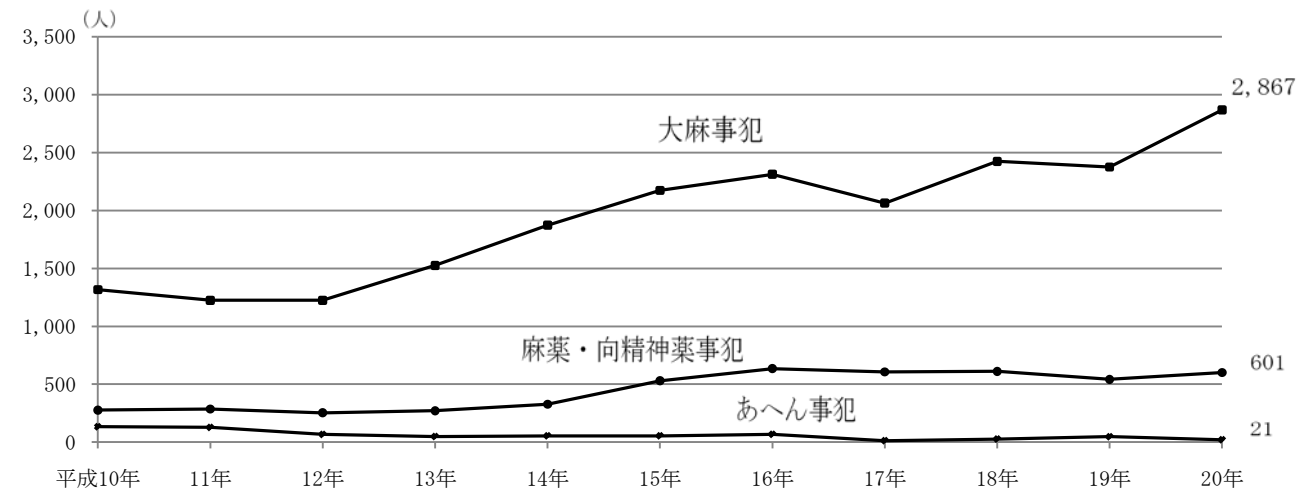
区 分	平成 10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
薬物事犯	18,811	20,129	20,701	19,955	19,219	17,555	15,412	16,231	14,882	15,175	14,720
うち覚せい剤事犯	17,084	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231



(2) 覚せい剤以外の薬物事犯の検挙人員の推移

(単位：人)

区 分	平成 10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
大麻事犯	1,316	1,224	1,224	1,525	1,873	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867
麻薬・向精神薬事犯	277	286	254	271	327	530	635	606	611	542	601
あへん事犯	134	128	67	49	55	55	68	13	27	47	21



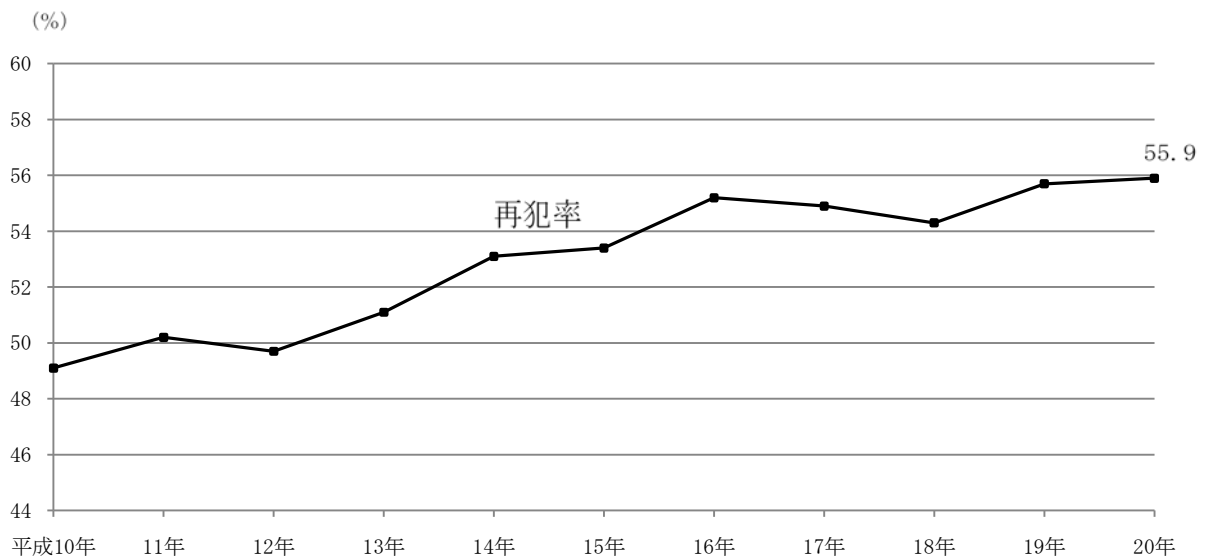
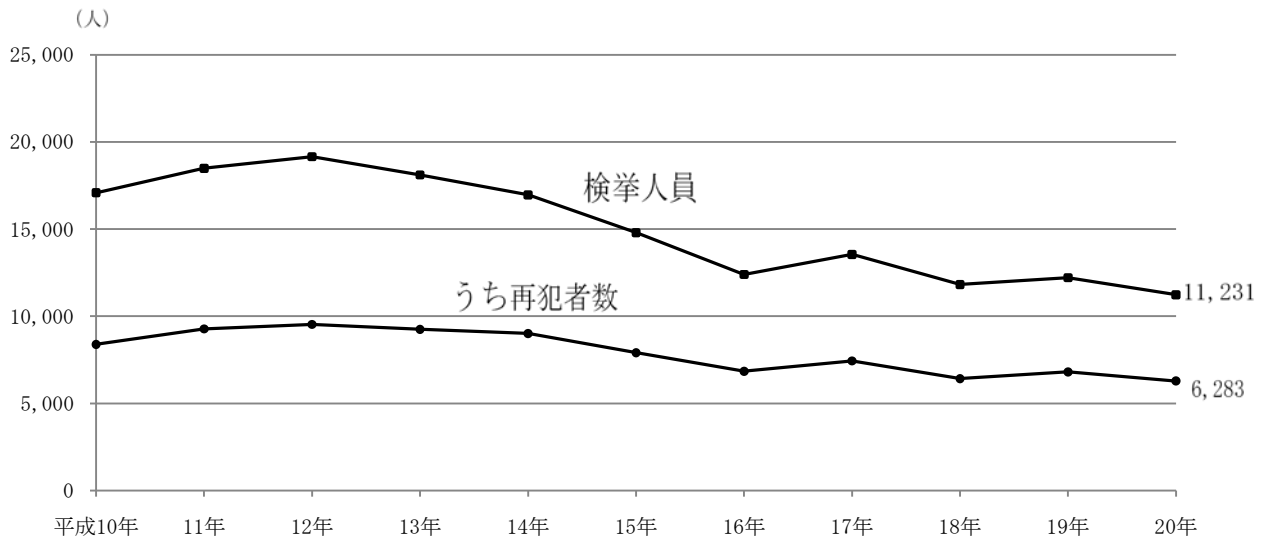
(注) 「薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ」(平成 20 年 8 月 22 日薬物乱用対策推進本部) 及び「第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」(平成 21 年 8 月 20 日薬物乱用対策推進会議) の資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (1) - ② 覚せい剤事犯における再犯率等の推移

覚せい剤事犯における再犯率等の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
検挙人員	17,084	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
うち再犯者数	8,387	9,274	9,529	9,250	9,009	7,907	6,840	7,438	6,421	6,807	6,283
再犯率	49.1	50.2	49.7	51.1	53.1	53.4	55.2	54.9	54.3	55.7	55.9



(注) 「薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ」(平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部)及び「第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」(平成21年8月20日薬物乱用対策推進会議)の資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (1) - ③ 「薬物乱用対策推進本部」及び「薬物乱用対策推進地方本部」の設置経緯等

○「薬物乱用対策推進本部の設置について」（昭和 45 年 6 月 5 日閣議決定）

- ・ 総理府に設置
- ・ 本部長は総理府総務長官
- ・ 昭和 37 年 10 月 15 日の閣議決定による「麻薬対策推進本部」を改組するもの
- ・ 毎年度、「薬物乱用防止対策実施要綱」を定めて関係省庁により各種の対策を実施

○「薬物乱用対策推進地方本部設置要領」（昭和 48 年 6 月 21 日薬物乱用対策推進本部長決定）

- ・ 「薬物乱用対策については、関係行政機関が相互に緊密な連携を図り、総合的な対策を進めなければ実効を期することができないので、各都道府県においても薬物乱用対策推進本部に準じて薬物乱用対策推進地方本部を設置するものとする。」
- ・ 地方本部の本部長は知事等

○「薬物乱用対策推進本部の設置について」（平成 9 年 1 月 17 日閣議決定）

- ・ 内閣に設置
- ・ 本部長は内閣総理大臣
- ・ 本部に關係府省の局長等の幹事を設置
- ・ 昭和 45 年の閣議決定に基づき総理府に設置された「薬物乱用対策推進本部」は廃止

○「薬物乱用対策推進要綱」（平成 9 年 4 月 18 日本部決定）

- ・ 關係省庁が緊密な連携の下に、①取締りの強化、厳正な処分等、②国民に対する啓発活動の推進、③薬物乱用者に対する処遇等、④国際協力の推進、⑤各種制度の見直し、研究開発の推進を実施する。

○「薬物乱用防止五か年戦略」（平成 10 年 5 月 26 日本部決定）

- ・ 毎年度、「薬物乱用対策推進計画」を決定
- ・ 毎年度、「五か年戦略」の進捗状況をフォローアップ

○「薬物乱用防止新五か年戦略」（平成 15 年 7 月 29 日本部決定）

- ・ 毎年度、「五か年戦略」の進捗状況をフォローアップ

○「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 20 年 8 月 22 日本部決定）

○「犯罪対策閣僚会議の開催について」（平成 20 年 12 月 26 日閣議口頭了解の改正）

- ・ 薬物乱用対策推進本部は、総理が主宰する「犯罪対策閣僚会議」の下に統合され、内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）を議長とする「薬物乱用対策推進会議」となった。

表 1 - (1) - ④ 第三次五か年戦略の概要等

1 第三次薬物乱用防止五か年戦略の概要

平成 10 年 5 月以降、「薬物乱用防止五か年戦略」、15 年 7 月以降、「薬物乱用防止新五か年戦略」に基づき、関係省庁が連携して諸施策を展開してきたところ、一定の成果は出ているが、我が国の薬物情勢は依然として厳しく、新たな五か年戦略を策定し、総合的な対策を推進し、薬物乱用の根絶を図るために、20 年 8 月の薬物乱用対策推進本部会合において、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、関係省庁の一層緊密な連携の下、引き続き総合的な対策を講ずることとした。

2 第三次薬物乱用防止五か年戦略のポイント

(1) 目標 1

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

- 青少年の覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向、一定の成果を上げているが、大麻や MDMA 等合成麻薬については、青少年を中心に乱用の状況がうかがわれることから、「薬物乱用防止新五か年戦略」の施策に加え、
 - ・ 啓発の強化を中・高生から大学生までに拡大
 - ・ 地域ボランティア等との連携強化、啓発資材の提供等等を推進

(2) 目標 2

薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

- 覚せい剤事犯の再乱用率は依然高い水準で推移していることから、「薬物乱用防止新五か年戦略」の施策に加え、
 - ・ 刑事施設等の薬物事犯受刑者等に対する再乱用防止のための処遇の充実
 - ・ 薬物依存・中毒者の再乱用防止のためのネットワーク体制の整備
 - ・ 家族への相談窓口の利用促進及び家族への講習の実施
 - ・ 民間団体・NPO との連携の強化等を推進

(3) 目標 3

薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

- 「薬物乱用防止新五か年戦略」において密売組織に効果的な打撃を与えるも、薬物乱用の根絶には至っていないことから、
 - ・ 組織犯罪対策の推進
 - ・ 犯罪収益対策の推進
 - ・ 巧妙化する密売方法への対応等を強化

(4) 目標 4

薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

- 「薬物乱用防止新五か年戦略」の施策に加え、
 - ・ 海上、港湾等監視・取締体制の強化
 - ・ 先端技術検査機器の調査研究と薬物の探知性能の向上
 - ・ 新たな密輸ルート の 解明等を強力に推進

(注) 薬物乱用対策推進本部の資料（平成 20 年 8 月 22 日発表）に基づき当省が作成した。

表 1 - (1) - ⑤ 未決拘禁者の収容に関する規定

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号） <抜粋>

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 未決拘禁者 被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。

九～十二 （略）

※ 刑事施設への収容に関する規定

（刑事施設）

第 3 条 刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者

二 刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であつて、留置されるもの

三 刑事訴訟法の規定により勾留される者

四、五 （略）

※ 留置施設への代替収容制度に関する規定

（留置施設）

第 14 条 都道府県警察に、留置施設を設置する。

2 （略）

第 15 条 第 3 条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

二 死刑の言渡しを受けて拘置される者

三 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 17 条の 4 第 1 項又は少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 17 条の 2（同法第 14 条第 4 項（同法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により仮に収容される者

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ⑥ 未決拘禁者の一日平均収容人員の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 18	19	20
刑事施設	9,992 (43.3)	8,937 (42.9)	8,144 (42.4)
留置施設	13,106 (56.7)	11,901 (57.1)	11,070 (57.6)
合 計	23,098 (100)	20,838 (100)	19,214 (100)

- (注) 1 「犯罪白書 (平成 19 から 21 年版)」(法務省) に基づき当省が作成した。
 2 刑事施設の一日平均収容人員数は各年の、留置施設の一日平均収容人員数は各年度の数値である。

表 1 - (1) - ⑦ 未決拘禁者に対する知的、教育的活動等についての援助に関する規定

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 <抜粋>

(余暇活動の援助等)

第 39 条 刑事施設の長は、被収容者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、余暇時間帯等（受刑者にあつては余暇に充てられるべき時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。次項において同じ。）において自己契約作業（その者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。以下同じ。）を行うことを許すものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者に対し、自己契約作業、知的、教育的及び娯乐的活動、運動競技その他の余暇時間帯等における活動について、援助を与えるものとする。

(時事の報道に接する機会の付与等)

第 72 条 刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、第 39 条第 2 項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

(活動の援助)

第 185 条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、被留置者に対し、知的、教育的及び娯乐的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。

○ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号） <抜粋>

(余暇活動の援助)

第 13 条 法第 39 条第 2 項の規定による援助は、次項に定めるところによるほか、運動競技その他の複数の被収容者が共同で参加することができる活動の企画、刑事施設に備え付けた書籍等、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他余暇時間帯等（受刑者にあつては余暇時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。以下同じ。）における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。

2 (略)

○ 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 42 号） <抜粋>

(活動の援助)

第 4 条 法第 185 条の規定による援助は、留置施設に備え付けた書籍等（法第 33 条第 1 項第 5 号に規定する書籍等をいう。以下同じ。）の貸与により行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ⑧ 未決拘禁者に対する「推定無罪の原則」の根拠とされている規定

○ 日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法） <抜粋>

（法定手続の保障）

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

○ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号） <抜粋>

（無罪の言渡し）

第 336 条 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならない。

表 1 - (1) - ⑨ 刑事施設において実施される薬物依存離脱指導に関する規定

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 <抜粋>

(改善指導)

第 103 条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

- 一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。
- 二、三 (略)

○ 受刑者の各種指導に関する訓令（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成訓第 3348 号） <抜粋>

(改善指導の区分)

第 3 条 改善指導は、一般改善指導及び特別改善指導に区分する。

(特別改善指導)

第 5 条 特別改善指導は、法第 103 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号。以下「規則」という。）第 64 条各号に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その有する事情の改善を図る改善指導とする。

2 特別改善指導の種類及び内容は、別表 2 に掲げるとおりとする。

別表 2 特別改善指導の種類及び内容

事 情	種 類	内 容
法第 103 条第 2 項第 1 号に掲げる事情	薬物依存離脱指導	<u>薬物の害悪と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせること。</u>
法第 103 条第 2 項第 2 号に掲げる事情	暴力団離脱指導	暴力団の反社会性を認識させるとともに、暴力団員となった自己の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意志を固めさせること。
規則第 64 条第 2 号に掲げる事情	性犯罪再犯防止指導	性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させること。
規則第 64 条第 1 号に掲げる事情	被害者の視点を取り入れた教育	自らの犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させるとともに、自己の問題性を理解させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応するための方法を考えさせること。
規則第 64 条第 3 号に掲げる事情	交通安全指導	交通規範を遵守することの重要性を認識させるとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自己の問題性を理解させ、人命尊重の精神を身に付けさせること。
規則第 64 条第 4 号に掲げる事情	就労支援指導	職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を考えさせること

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ⑩ 刑の執行猶予及び保護観察に関する規定

○ 刑法（明治 40 年法律第 45 号） <抜粋>

（執行猶予）

第 25 条 次に掲げる者が 3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から 1 年以上 5 年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から 5 年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が 1 年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第 1 項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

（保護観察）

第 25 条の 2 前条第 1 項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第 2 項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2、3 （略）

○ 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号） <抜粋>

（保護観察の実施方法）

第 49 条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第 57 条に規定する指導監督及び第 58 条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2 （略）

（指導監督の方法）

第 57 条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。

三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。

2 （略）

（補導援護の方法）

第 58 条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ⑪ 保護処分の決定に関する規定及び平成 20 年に保護処分の決定を受けた少年の状況

○ 少年法（昭和 23 年法律第 168 号） <抜粋>

（保護処分の決定）

第 24 条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。（略）

- 一 保護観察所の保護観察に付すること。
- 二 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること。
- 三 少年院に送致すること。

2 （略）

○ 平成 20 年に家庭裁判所により保護処分の決定を受けた少年の状況

区 分	人 数	割 合
保護処分	31,473 人	100%
1 保護観察処分少年	27,185 人	86.4%
2 少年院入院者	3,985 人	12.7%
3 児童自立支援施設又は児童養護施設送致	303 人	1.0%

（注） 司法統計年報（平成 20 年）による。

（注） 下線は当省が付した。

表 1- (1)-⑫ 「犯罪白書」における初犯の覚せい剤事犯者の再犯傾向等に関する記述

○ 平成 19 年版犯罪白書（法務省） <抜粋>

第 7 編 再犯者の実態と対策

第 3 章 犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策

第 2 節 再犯者対策の重要性

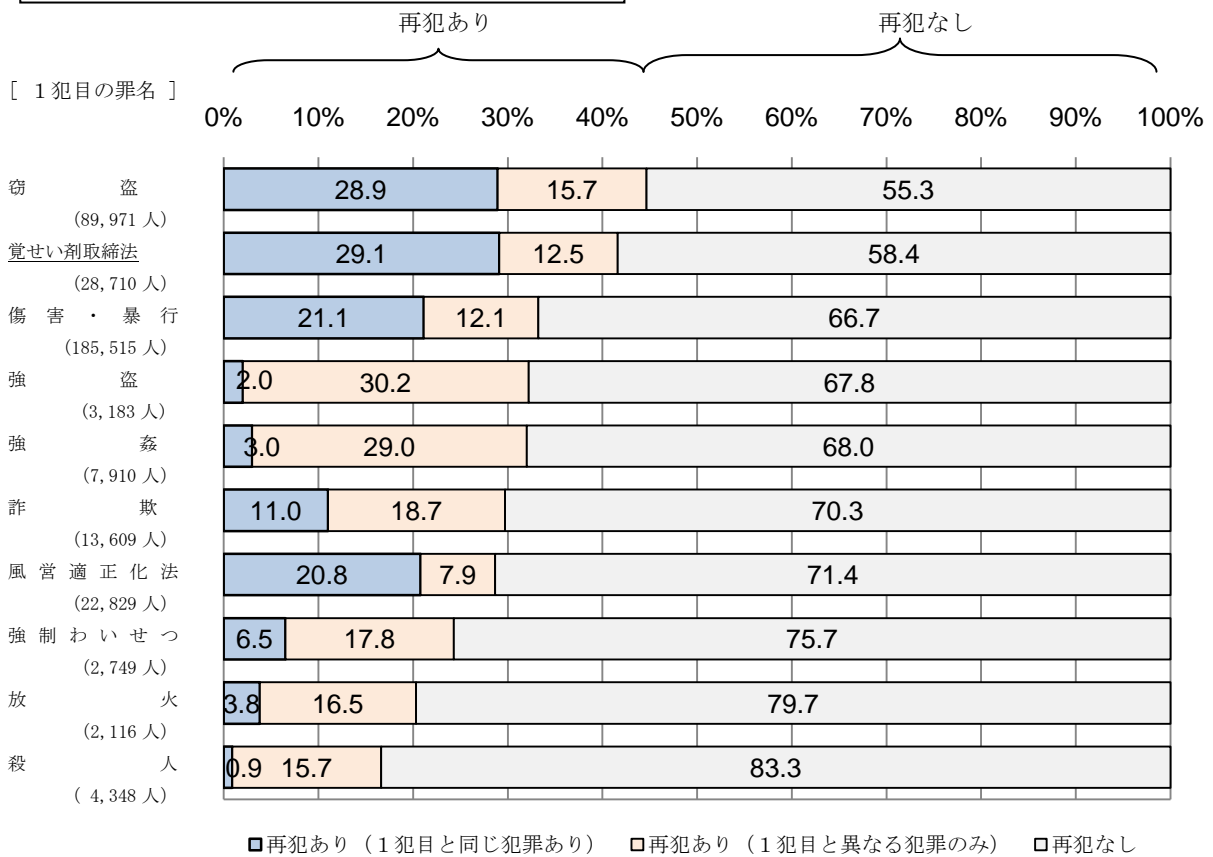
(略) ところで、どのような多数回再犯者であっても、再犯は、2 犯目を犯すことに始まることから、再犯防止対策としては、まずこの点に着目することが重要である。(以下略)

第 4 節 再犯者の実態

1 罪名

(略) 7-3-4-1 図は、70 万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、主な罪名について、1 犯目の罪名別に、その後の再犯の有無を見たものである。(以下略)

7-3-4-1 図 1 犯目の罪名別・再犯の有無別構成比



再犯に及んだ者の比率が最も高かったのは、1 犯目の罪名が窃盗の者 (44.7%) であり、次いで、覚せい剤取締法違反の者 (41.6%) であった。これらについては、同一再犯に及んだ者の比率が他の罪名の場合と比べて相当高く、同じ罪名の犯罪を繰り返す傾向が認められる。(以下略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「70 万人初犯者・再犯者混合犯歴」とは、検察庁における電子計算機により把握している犯歴 (有罪の確定裁判に関する記録) のうち、昭和 23 年から平成 18 年 9 月 30 日までの間に有罪判決が確定したものであって、刑法上の過失犯及び危険運転致死傷罪並びに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたものから、法務総合研究所が初犯者・再犯者を区別せず無作為に抽出した 100 万人の犯歴のうち、①生年月日が昭和 5 年 1 月 1 日以降であること、②裁判時に 20 歳以上であること、③平成 18 年 9 月 30 日において死亡が確認された者でないことという条件をすべて満たす者 (71 万 2,898 人) の犯歴である。

表 1 - (1) - ⑬ 法務総合研究所の研究部報告における薬物乱用者処遇に関する記述

- 法務総合研究所研究部報告 27-アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究- (平成 17 年 6 月発行) <抜粋>

要旨紹介

第 3 日本における効果的な薬物乱用者処遇の現状と課題

1 日本における薬物乱用者処遇の現状

実務的経験の集積から明らかなように、薬物乱用からの回復と真の社会復帰（更生）は、場合によっては、10 年を超える時間と多大の労力を要する一連の過程である。

それゆえ、このように多大の労力を要する状態になる前に、できるだけ早期に、乱用者処遇を開始した方が効果的であろう。特に覚せい剤の場合、慢性の覚せい剤精神病になる以前に、治療的介入を開始した方が予後が良好であることは広く知られている。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ⑭ 初犯の薬物事犯者における執行猶予人員に占める保護観察に付された者の割合(罪名別)

(単位：人、%)

区 分		平成 18 年	19 年	20 年
麻薬及び向精神薬取締法	執行猶予人員 (a)	401	325	364
	保護観察に付された者 (b)	16	13	13
	割 合 (b/a)	4.0	4.0	3.6
覚せい剤取締法	執行猶予人員 (c)	4,644	4,163	4,137
	保護観察に付された者 (d)	355	324	344
	割 合 (d/c)	7.6	7.8	8.3
大麻取締法	執行猶予人員 (e)	1,046	1,094	1,073
	保護観察に付された者 (f)	37	24	33
	割 合 (f/e)	3.5	2.2	3.1
毒物及び劇物取締法	執行猶予人員 (g)	114	114	90
	保護観察に付された者 (h)	24	25	15
	割 合 (h/g)	21.1	21.9	16.7
そ の 他	執行猶予人員 (i)	54	43	48
	保護観察に付された者 (j)	4	0	0
	割 合 (j/i)	7.4	0	0
合 計	執行猶予人員 (k)	6,259	5,739	5,712
	保護観察に付された者 (1)	436	386	405
	割 合 (1/k)	7.0	6.7	7.1

(注) 1 検察統計に基づき当省が作成した。

2 「その他」は、薬事法(昭和35年法律第145号)、あへん法(昭和29年法律第71号)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)である。

表 1 - (1) - ⑮ 第三次五か年戦略における再乱用防止に向けた取組に関する記述

○ 第三次薬物乱用防止五か年戦略 <抜粋>

目標 2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となる。その際、薬物依存の有無、精神症状（特に幻覚・妄想等）の有無等乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。

（略）

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

このため、以下のような取組を行う。

(1)～(3) （略）

(4) 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化

就職できないことから来る生活の不安定等により薬物の再乱用に至ってしまうケースが少なくないと考えられるため、関係各機関が連携した社会復帰推進のための支援が重要である。

- ・ 刑事施設における薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化並びに職員の指導技術向上を図る。（法務省）
- ・ 薬物事犯対象者に対する断薬指導、生活指導、就労指導等の充実及び民間の更生保護施設との連携の強化を図る。（法務省）
- ・ 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族支援のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。（警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・ 覚せい剤の使用を反復する犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する処遇を強化する。（法務省）
- ・ 薬物事犯対象者の家族等への援助を強化する。（法務省）
- ・ ハローワーク等との連携や協力雇用主の拡大等就労支援の充実強化を図る。（法務省、厚生労働省）

(5) （略）

(6) 少年の再乱用防止対策の充実強化

少年の再乱用防止については、上記の(1)～(5)の総合的な対応のほか、以下の事項に配慮すべきである。

- ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年に対する処遇の充実を図る。（法務省）
- ・ 少年院における薬物乱用少年に対する教育プログラムの充実並びに同教育プログラムの効果的な実施のための指導技術等に関する研究を推進する。（法務省）
- ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年及びその保護者等に対する集団処遇をより積極的に実施する。（法務省）

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ⑯ 3 拘置所における未決拘禁者が閲覧可能な書籍の備え付け状況等

刑事施設名	備え付け 冊 数	薬物依存離脱に関する 書籍の備え付け状況	書籍の備え付け に関する方針等
東京拘置所	2,786 冊	①「さらば、悲しみのドラッグ」 ②「薬物乱用」 ③「依存性薬物と乱用・依存・中毒」	被収容者にとって必要と認められる書籍を中心に、予算の範囲内で随時更新している。 歴史、社会科学及び自然科学の分野のものが多く、六法全書等の法律系書籍も備え付けている。
大阪拘置所	19,784 冊	なし	過去の貸出実績の多い分野の書籍を中心に備え付けている。文学小説が 9,774 冊と最も多く、次いで社会科学、自然科学の分野のものが多く。 また、資格取得を目的とした技能専門書等も備え付けている。
福岡拘置所	約 4,000 冊	なし	被収容者に対して年 1 回実施するアンケート調査の結果に基づき、人気の高い娯楽的な内容の書籍を中心に備え付けている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-⑰ 少年鑑別所において、被収容少年に対し薬物依存からの回復に向けた自習用ワークブックを貸与している例

<p>横浜少年鑑別所では、平成 20 年度から、薬物に関する非行により収容された少年に対し、本人の希望に基づき、薬物依存からの回復に向けた自習用ワークブックを貸与する取組を行っている。</p>		
<p>1 貸与等の流れ</p>		
<p>(1) 薬物に関する非行により入所した少年に対し、入所時に行う健康診断の際に、職員（医務課長）が薬物依存からの回復に向けた自習用ワークブック「First step to new life 薬物を使わない生活のために」（以下「ワークブック」という。）について情報提供し、少年が希望した場合には貸与する。</p>		
<p>(2) 少年は入所期間（おおむね 3～4 週間）中、自由時間を利用してワークブックによる自習を行い、出所時にワークブックを返却する。</p>		
<p>2 取組に至った経緯等</p>		
<p>平成 19 年度に厚生労働科学研究費補助金による研究事業に職員が携わったことから、その研究成果であるワークブックを希望者に貸与することとした。</p>		
<p>横浜少年鑑別所では、貸与の理由について、同鑑別所に収容されている少年は、家庭裁判所による保護処分決定前の段階（成人でいうところの判決前の「未決拘禁者」に相当する段階）にあるため、積極的な指導を行うことはできないものの、ワークブックによる自習を通じ、少年に対して薬害についての正確な知識を付与することができ、出所後の非行防止に資するための情報提供として有効な方法であると判断したためであるとしている。</p>		
<p>3 ワークブックの内容等</p>		
<p>平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金医薬レギュラトリーサイエンス総合研究事業「薬物乱用・依存等の実態把握と「回復」に向けての対応策に関する研究」における「少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究」の研究成果として作成されたもので、作成責任者は以下の 4 名である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立精神・神経センター精神保健研究所職員 ・ 国立精神・神経センター病院 心理療法士 ・ 神奈川県立精神医療センター 医師 ・ 横浜少年鑑別所職員 		
<p>ワークブックの内容は、「読む冊子」（49 ページ）及び「書き込み用冊子」（19 ページ）の 2 分冊方式で、下表のとおり、全 12 単元で構成されている。なお、できるだけ少年が使用しやすいよう、平仮名の割合を多くし、平易な文章表現に努める等の工夫が行われている。</p>		
<p>表 ワークブックにおける単元ごとの主な学習内容等</p>		
単元	タイトル	主な学習内容
第 1 回	薬物をやめることに挑戦してみよう	薬物を使うことのメリット・デメリット、薬物をやめることのメリット・デメリットについて考え、いま現在における自分の正直な気持ちについて考えてみる。
第 2 回	薬物依存からの回復段階	薬物をやめていく過程で見られる 5 つの段階（離脱期・ハネムーン期・『壁』期・適応期・解決期）について知識と理解を深める。
第 3 回	引き金と欲求	薬物の欲求を刺激する、「引き金」→「考え」→「欲求」→「使用」のプロセスについて理解を深め、様々な種類の思考ストップ法について学ぶ。

第4回	あなたのまわりにある引き金について	薬物の欲求を刺激する「引き金」のなかでも、特に「外的な引き金」に関する理解を深める。
第5回	あなたのなかにある引き金について	感情や気分、疲労感などといった、「内的な引き金」に関する理解を深めるとともに、その対処法について考える。
第6回	新しい生活のスケジュールを立ててみよう	「引き金」と遭遇する危険の少ない、安全で現実的なスケジュール作りに関する理解を深め、実際に自分なりのスケジュールを作ってみる。
第7回	依存症ってどんな病気？	「依存症」という病気がどのような特徴を持った病気なのかについて理解を深め、自分の薬物問題のせいでのような人を巻き込んできたのかについて考える。
第8回	危険な状況を察知する	薬物の欲求が高まる状況として有名なH. A. L. T. (Hungry, Angry, Lonely, Tired) とアルコールの危険性について理解を深める。
第9回	再発を防ぐには	行動・思考面における「引き金」ともいえる「依存症的行動」と「依存症的思考」に関する理解を深め、自分の場合についても考える。
第10回	再使用のいいわけ	再発の兆候である「再使用のいいわけ」について理解を深め、自分の場合はどのようないいわけを使ってきたのかについて振り返る。
第11回	「強くなるより賢くなれ」	自分の「引き金」と「対処法」、それからスケジュールについて復習し、確実なものとする。
第12回	回復のために－信頼と正直さ	薬物を使わない生活を続けているうえで重要な「正直さ」と「援助を求めること」について理解を深める。

(注) 当省の調査結果による。

4 実績

平成20年度における入所者97人のうち、希望者81人に貸与した。

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑩ 警察庁において、執行猶予判決が見込まれる者に対して薬物依存回復プログラム
 についての情報を提供し、希望者に、判決後に参加させる取組を行った例

<p>警視庁では、警察庁から予算配当を受け、平成 19 年度から 20 年度にかけて、薬物事犯により検挙され、即決裁判手続により執行猶予判決を受けた者を対象に、薬物再乱用防止モデル事業を実施している。</p> <p>1 事業名：薬物再乱用防止モデル事業</p> <p>2 事業実施期間：平成 19 年 10 月～21 年 3 月</p> <p>3 対象者 薬物事犯で検挙され、即決裁判手続により執行猶予判決を受けた者（成人男性に限る。なお、保護観察に付された者は除く。） 人数は、グループカウンセリングの指導効果を考慮し、上限を 15 人と設定。</p> <p>4 事業の流れ (1) 薬物事犯容疑により、警視庁管内で検挙され（※1）、即決裁判手続により執行猶予判決を受けることが見込まれる者に対し、判決前の段階（起訴されてから公判までの間）で、警察署の捜査官が、A 支援団体（薬物依存から回復しようとする人の支援を行う NPO 法人）が実施する薬物依存回復プログラム（※2）について教示を行う。 ※1 事業開始当初は、特定の 6 警察署で検挙された者のみが対象とされていたが、参加希望者が少なかったため、平成 19 年 12 月 21 日以降は、東京都内 23 区的全警察署で検挙された者が対象とされている。 ※2 A 支援団体が実施する薬物依存回復プログラムの内容は、①薬物依存回復者の指導によるグループカウンセリング、②医師、法律家等の専門家による講義、③唾液検査薬を使用した薬物検査からなっている。 (2) 参加希望者は、執行猶予判決後に、A 支援団体による面接を経た上で、毎週 1 回（土曜日）、薬物依存症リハビリテーション施設に通所し、A 支援団体が実施する上記プログラムに参加する。</p> <p>5 予算額 平成 19 年度 2,622 千円、20 年度 5,168 千円（2 か年合計で 7,790 千円）</p> <p>6 実績 事業実施期間中、プログラムの教示を受けた 107 人のうち、12 人が参加した。しかし、このうち、プログラムの最後まで参加した者は 5 人ととどまり、残る 7 人はプログラムの途中から来所しなくなる（うち 3 人は 1 回のみ来所）など、実績が低調であったため、モデル事業の終了後は、本格的な取組の実施には至っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-⑱ 都道府県において、未決拘禁者に対して薬物依存回復プログラムについての情報を提供し、希望者に出所後同プログラムを受講させている例

I 県保健福祉部薬務課（以下「県薬務課」という。）では、平成 21 年度から、主に初犯者を対象とした薬物再乱用防止対策として、I 県薬物再乱用防止教育事業（以下「薬物再乱用防止教育事業」という。）を実施している。

1 事業開始時期：平成 21 年 4 月

2 対象者

覚せい剤、麻薬、大麻、あへんなど不正薬物の乱用者であって、自ら不正薬物の乱用を止める意思を有する者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者で、家族等が協力的で事業に理解が得られる者
- (2) 県精神保健福祉センター及び保健所等において薬物相談を行った者で、薬物乱用者本人に前科がなく、家族等が協力的で事業に理解が得られる者

3 事業の流れ

- (1) 薬物事犯容疑で I 県内の留置施設に勾留中の未決拘禁者（初犯等で執行猶予付き判決が見込まれる者）に対し、県薬務課の依頼を受けた I 県警の警察官が、A リハビリ施設が実施する薬物依存回復プログラム（※）の要旨について説明し、受講の意思を確認した場合は、県薬務課に連絡を行う。

※ A リハビリ施設による薬物依存回復プログラムの実施地区及び実施時期等

下表のとおり、I 県内の 3 地区において、1 回 90 分のプログラムをそれぞれ毎月 2 回実施し、3 地区合計で年間に 40 回実施するもの。

表 A リハビリ施設による薬物依存回復プログラムの実施地区及び実施時期等

地区名	プログラム実施時期及び回数等
県央地区	第 1 及び第 3 土曜日 13 時 30 分～15 時 00 分 平成 21 年 5 月から 22 年 3 月までの間に 20 回実施
県南地区	第 2 及び第 4 水曜日 19 時 30 分～21 時 00 分 5 か月間（平成 21 年 11 月～22 年 3 月）に 10 回実施
県北地区	第 2 及び第 4 金曜日 19 時 30 分～21 時 00 分 5 か月間（平成 21 年 11 月～22 年 3 月）に 10 回実施

(注) 1 当省の調査結果による。

2 県薬務課では、A リハビリ施設に対し、業務委託料として、年間 1,896 千円（1 回当たり 47,400 円×40 回分）を支払っている。

- (2) 連絡を受けた県薬務課は、プログラムの受講を希望した未決拘禁者（以下「対象者」という。）に面会し、「再乱用防止教育申込書」に記入させる。
- (3) 対象者は執行猶予付き判決を受けた後、最寄りの会場に通所して同プログラムを受講する。いずれの会場においても随時参加が可能で、10 回のプログラムを受講した時点で終了とする。

4 事業開始に至った経緯

県薬務課では、事業の開始に至った経緯について、次の点を挙げている。

- (1) 全国的に薬物事犯者の再犯率が高い背景として、初犯の薬物事犯者の多くが保護観察の付かない執行猶予付き判決を受け、刑事施設及び保護観察所のいずれにおいても再乱用防止に関する指導等を受けないまま社会に復帰している現状があることに問題意識を有していたこと。
- (2) 実際の指導に当たっては、専門的な薬物依存回復プログラムにより長期間指導を行う方法が適していると考えていたが、県内に当該方法を独自に開発している団体（A リハビリ施設）

があり、指導を委託することが可能であったこと。

5 厚生労働省が実施する国庫補助事業による取組

県薬務課では、平成 21 年 4 月に、薬物再乱用防止教育事業を開始した当初は、県の単独事業として実施していたが、その後、事業内容の充実強化について検討を行った結果、当該事業を、国庫補助（補助率：定額。基本的に 100%補助）を受けることができる「地域依存症対策推進モデル事業」（※）の一環として実施することとした。

その結果、県薬務課では、平成 21 年 8 月に、従来の薬物再乱用防止教育事業に、新たに次の 3 事業（i～iii）を併せ、合計 4 種類の事業からなる「I 県薬物依存症対策推進事業」として、上記モデル事業の採択を受けており、平成 21 年度は 4,056 千円（うち、薬物再乱用防止教育事業については 1,572 千円）の補助金交付申請を行っている。

i) 家族会事業（薬物依存症者を持つ家族に対し、グループミーティング等による精神的な支援を行うもの）

ii) 薬物相談窓口事業（薬物依存症者又はその家族からの相談を受け、薬物再乱用防止教育事業又は家族会の紹介等を行うもの）

iii) 観察指導事業（薬物再乱用防止教育事業によりプログラムの受講を終了した者に対し、おおむね 3 年間、県薬務課職員が月 1 回程度面接を行い、観察指導を行うもの）

※ 厚生労働省が、平成 21 年度から 23 年度の 3 か年事業として、都道府県・政令指定都市・中核市から、アルコール・薬物依存症対策の推進に関するモデル事業を募集し、選定した都道府県等に対して補助金を支出する事業。平成 21 年度予算額：50,000 千円

6 実績

平成 22 年 1 月末現在、7 人が受講している。

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ㊸ 民間団体において、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対してリハビリ施設についての
情報提供を行っている例

C市にあるA市民団体は、平成13年度から、拘置所に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者を対象に、弁護士と連携し、リハビリ施設「ダルク」に関する情報の提供を行っている。

1 情報提供の流れ

- (1) 薬物事犯容疑でC市内の拘置所に拘禁中の未決拘禁者（初犯者を含む。）に対し、担当弁護士がパンフレット「薬物の問題を解決したいと願っているあなたへ」（※1）を提供する。
- (2) 未決拘禁者がパンフレットの内容に興味を持った場合には、ダルクに手紙により連絡する。
- (3) 連絡を受けたダルクは、未決拘禁者に対し、薬物依存からの回復者の体験談やダルクに関する情報を掲載した冊子「JUST FOR TODAY 薬物依存症からの回復」（※2）を郵送する。
- (4) ダルク又はA市民団体のスタッフが拘置所を訪問して未決拘禁者と面会し、ダルクへの入所方法等について口頭説明を行う。

※1 パンフレット「薬物の問題を解決したいと願っているあなたへ」に記載された「回復への道しるべ」の内容

- 「1 まず、このパンフレットを読んで下さい。」
- 「2 もし興味をもたれたらダルクに手紙を下さい。」
- 「3 必要に応じ体験談などの載った書籍を差し入れします。」
- 「4 必要と判断した時には面会に行く場合もあります。」
- 「5 出所されたら電話連絡の上、お越してください。」

※2 冊子「JUST FOR TODAY 薬物依存症からの回復」の主な掲載内容

- ① ダルクについての一般的な説明
- ② 薬物依存からの回復者による体験談
- ③ 全国のダルクの所在地及び連絡先

2 取組を開始した経緯等

A市民団体では、初犯者を含む薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、ダルクについての正確な情報や薬物依存からの回復者の体験談等の情報を提供することが、当該者の刑事施設出所後におけるスムーズなダルクへの入所を始めとした再乱用防止に向けた生活再建を支援することにつながると判断し、この取組を開始したとしている。

A市民団体では、C県弁護士会所属の複数の弁護士と定期的に会合を開き、同弁護士会所属の全弁護士にパンフレットを配布して取組への協力を呼び掛ける等、弁護士との連携を積極的に図っている。

3 実績

平成19年度は、約100人の薬物事犯容疑の未決拘禁者に対してダルクに関する情報を提供している。

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ㊦ 第三次五か年戦略等における薬物依存症に対する治療等に関する記述

- ・ 薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となる。その際、薬物依存の有無、精神症状（特に幻覚・妄想等）の有無等乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。
幻覚・妄想等の精神病状態に対しては、既存の精神医療体制内での対応が可能であるが、薬物依存症については未だ決定的な治療法は確立されていない。（「第三次五か年戦略」）
- ・ 薬物依存症からの回復には長い時間が必要であり、その中で医療機関が果たす役割は、主に回復の初期段階に限られています。医療機関では、薬物使用による身体的な障害や精神的な障害の治療をします。病院という保護的な場所で安静にし、規則正しい食事をし、必要に応じて投薬治療などを行えば、幻覚や妄想などの症状の大半は改善します。（「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）（注2参照））
- ・ 薬物依存症というものは医療施設で治療が完結するものではなく、そもそも「治る」というものでもないのです。モデル的には、糖尿病や高血圧症に極めて近いと考えるべきでしょう。糖尿病は一旦発症すると治りません。治療とは、血糖値のコントロールです。薬物依存症の場合には渴望のコントロールが「治療」であり、薬物を使わない生活を続けることが要求されます。（略）
その上で、医療施設、自助活動など、地域ごとの社会資源を考えながら、他領域の関係者にも協力してもらいながら、医療・福祉としてできることは何であるかを考え、実践してゆくことが現時点での「治療」ということになります。（「薬物問題 相談員マニュアル」（注3参照））

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行）

3 「薬物問題 相談員マニュアル」（厚生労働省医薬職局監視指導・麻薬対策課発行）